

埼玉パラドリームアスリート基礎強化支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、パラリンピック等の世界大会や全国レベルの国内大会等で活躍する次世代のアスリートを強化・育成するため、県内で各競技を統括するパラスポーツ競技団体及び埼玉県聴覚障害者協会スポーツ委員会（以下、「県内競技団体等」という。）が行う強化活動に対する支援を行うことにより本県の競技団体等の競技力を向上させるため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「埼玉パラドリームアスリート基礎強化支援事業」（以下「本事業」という。）とは、埼玉パラドリームアスリート事業における、県内競技団体等への助成事業をいう。

(対象競技)

第3条 本事業の対象競技は別表に定める競技とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は次の表のとおりとする。

強化費の交付	県内競技団体が行う次の強化活動等にかかる経費に対し強化費を交付する。 1 強化練習会開催 2 体力測定 3 国内大会への遠征 4 国際大会への遠征 5 指導者の国内大会等への遠征 6 外部指導者の招へい 7 その他知事が必要と認めるもの
--------	---

(事業の実施)

第5条 事業実施の詳細については、別に定める。なお、本事業は県が委託により実施し、本事業の運営は県からの委託を受けた事業者が行うものとする。

(事業期間)

第6条 事業実施期間は、4月1日から翌年2月末までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

埼玉パラドリームアスリート基礎強化支援事業対象競技一覧

陸上競技、水泳、卓球（サウンドテーブルテニスを含む）、アーチェリー、ボッチャ、5人制サッカー、ゴールボール、射撃、シッティングバレーボール、車いすバスケットボール、車いすラグビー、車いすテニス、フライングディスク、ボウリング、バスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットソフトボール、バレーボール、サッカー、デフリンピック競技